

*みえの安全・安心農業生産推進方針
~人と自然にやさしい農業の確立に向けて~*

安全・安心と環境を守る三重の農業の実現により、
生産者と消費者が共に支えあう姿をめざします。

三重県

1. 方針策定にあたって

(1) 本県農業を推進する上での本方針の位置づけ

県民の食を安定的に供給するために、本県農業の推進にあたっては、多様な担い手の育成や効率的な土地利用の推進などの農業経営基盤の強化を促進するための基本方向を定める「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（平成17年12月）が策定されているとともに、米や野菜などのそれぞれの品目については、「新たな三重の米（水田農業）戦略」（平成16年3月）や「三重の野菜振興計画」（平成15年3月）、「三重県茶業振興指針」（平成10年3月）などにより、目指すべき方向等が定められています。

本方針は、生産者と消費者が共に支えあう関係構築、ひいては、県民満足度の向上を目指すために、安全・安心な農業の拡大、並びに県民の理解を促すための基本となる方針として位置づけられるもので、本県農業を推進するための上記の方針や計画、指針等が定めた目指すべき方向の実現に資するものです。

また、本方針は、平成6年3月に策定されている「三重県環境保全型農業推進基本方針」¹に替わるものであるとともに、平成18年12月に成立した「有機農業の推進に関する法律」²（平成18年法律第112号）に基づく県推進計画としても位置づけるものです。

(2) 方針策定の背景

食品の安全性に対する不安や食品の偽装事案等により、食の安全・安心に対する消費者のニーズは、ますます高まっています。

農産物の安全・安心に関しては、消費者からは、生産者や栽培方法などの情報提供や信頼できる表示制度等を強く求められており、早急に取り組むべき課題となっています。

一方で、産業活動においては、CO₂排出量の削減や資源の効率的な利活用など環境に配慮した持続可能な取組が強く求められており、農業分野においても、環境に配慮した持続可能な生産の重要性が高まっています。

[1 三重県環境保全型農業推進基本方針]

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を環境保全型農業とします。

本県では、三重県環境保全型農業推進基本方針を策定し、環境保全型農業を進めてきました。

[2 有機農業の推進に関する法律]

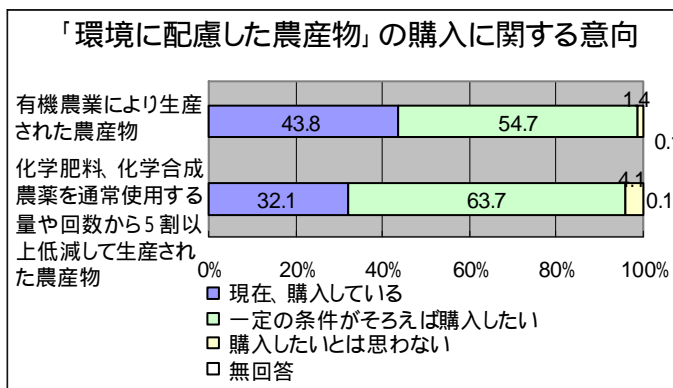
本法律では、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義しています。

農業者が容易に有機農業に取り組み、又消費者が容易に有機農業により生産された農産物を入手できるようにするために、「農業者の支援」、「技術開発促進」、「消費者の理解と関心の増進」、「農業者と消費者の相互理解の増進」を進め、有機農業を推進することとしています。

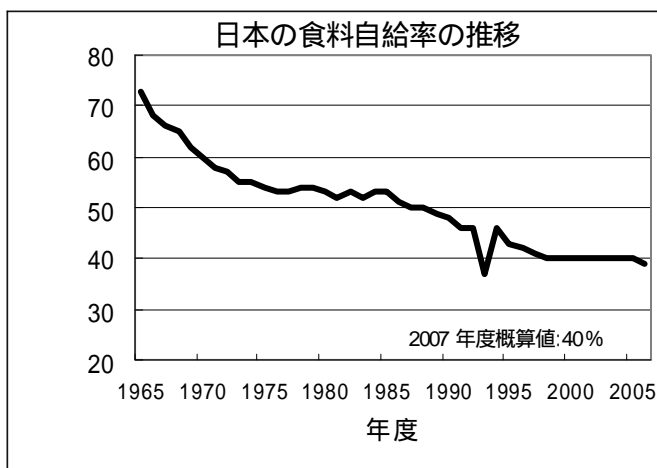
又、有機農業を始めとする環境保全型農業により生産された農産物が望ましいとする消費者の意向も強く、良好な地域の環境をつくっていくためにも、環境に配慮した農業に積極的に取り組むべきです。

「有機農業の推進に関する法律の成立」などを踏まえると、食の安全・安心の確保や環境に配慮した持続可能な農業生産活動への消費者の関心は、今後も拡大していくものと考えられます。

さらには、世界的に食料需給がひっ迫する一方で、国内食料自給の低さが問題となっている中、県民の食を守るためには、安全・安心で環境に配慮した取組によって生産される農産物が十分に確保され、安定的に供給されることが必要と考えられます。



資料: 平成19年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査



資料: 農林水産省公表 食料自給率の推移

(3)これまでの取組と現況

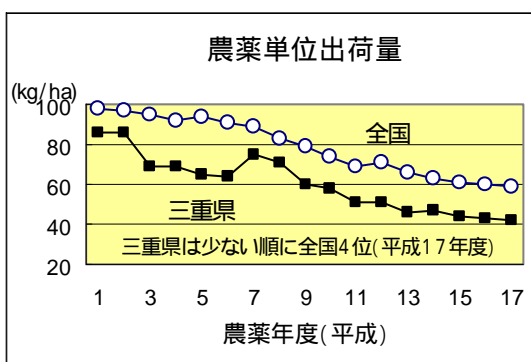
本県では、過剰な農薬や肥料の投入が環境に対して負荷を与えることを懸念し、「肥料、農薬等の効率的利用によりこれら資材への依存を減らすこと」を主な目的とした「三重県環境保全型農業推進基本方針」を平成6年3月に定め、推進を行ってきました。

その結果、環境保全型農業に取り組む農業者が増加し、有機性資源の活用や環境負荷低減技術の導入が拡大しています。

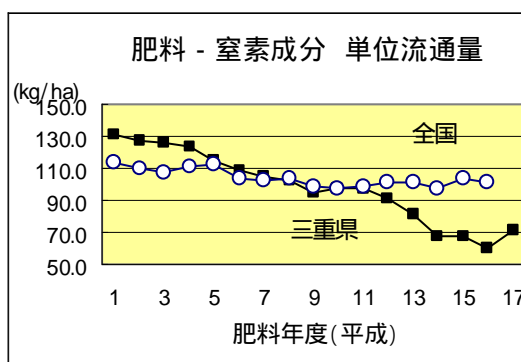
環境保全型農業に取り組んでいる三重県の販売農家数の割合

		三重県	全国
割合 (%)	2000年	15.7	21.5
	2005年	41.4	52.6

資料: 農林業センサス



資料: 農薬便覧



資料: 肥料要覧

特に、平成 11 年からは「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」³（平成11年法律第110号）に基づく「エコファーマー」⁴の認定、平成 14 年からは環境に配慮した生産方法や安全・安心を確保する生産管理を行った農産物等を認証する三重県独自の「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」⁵に取り組んでおり、それらの取組は毎年着実に増加しています。

また、県内においては、有機農産物⁶や特別栽培農産物⁷等の栽培も進められており、生産現場における安全・安心や環境への配慮の取組は拡大する傾向にあります。

さらには、平成19年からは、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、「農地・水・環境保全向上対策」⁸の取組を進めているところです。

[3 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律 4 エコファーマー]

本法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることによって、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

エコファーマーとは、本法律に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者の愛称です。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式を導入する計画を立てた農業者を、知事がエコファーマーとして認定します。

三重県累積認定数 1,048 件(平成21年2月末現在)



「エコファーマー」マーク

[5 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度]

本表示制度は、三重県独自の表示制度で、三重県内の生産者が、環境に配慮した生産方法や食の安全・安心を確保する生産管理の実施に取り組む、その生産履歴を積極的に公開することにより、消費者が安心して生産物を購入できるようにする制度です。

環境に配慮した生産方法として、土作りとともに化学肥料と化学合成農薬の節減を求めています。現在、農産物 きのこと類、鶏卵を対象としています。

登録数629 件(1,371 戸)(平成21年2月末現在)



「みえの安心食材」マーク

[6 有機農産物]

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づき、作付前2年(多年生作物は3年)以上農薬や化学肥料を使用しない農地において、基本的に農薬や化学肥料を使用しない、遺伝子組み換え技術を使用しないなどの条件で栽培された農産物であり、登録認定機関が認定します。

三重県内認定数 35 件(169 戸)(平成20年9月末現在改正JAS法に基づく認定事業者)



認定機関名
「有機JAS」マーク

[7 特別栽培農産物]

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物です。

[8 農地・水・環境保全向上対策]

農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、環境にやさしい先進的な営農活動を支援する目的で、平成19度から実施されています。

本対策は、農業者と地域住民など農業者以外の方も含めた多様な主体が参加して地域ぐるみで農地・農業用水等の適切な保全とあわせて施設の長寿命化や環境の保全に取り組む共同活動への支援と、地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する先進的な営農活動への支援を一体的に実施するものです。

共同活動支援組織数291、営農活動支援組織数28(平成20年7月15日現在)

(4) 課題

生産現場では、安全・安心や環境配慮の取組が進められてきていますが、県内農産物の安全・安心に対する消費者のニーズや農業生産における環境配慮の重要性を踏まえると、一層これらに対応した取組を進めていく必要があります。

そのためには、食の安全・安心を確保する生産管理への取組においては、栽培履歴の記帳からさらに進んだ取組が必要となり、環境に配慮した持続可能な生産への取組においては、農薬や肥料の節減のみでなく、その他様々な生産資源の効率的な活用にも視点をあいた取組が必要となります。

また、消費者ニーズに応えるためには、生産現場の取組が消費者の元に十分に届いていなかったことをかんがみ、生産現場のこれらの取組をわかりやすく消費者に伝えていく必要があります。

さらには、これらの取組により生産される農産物が十分に確保され安定的に供給されるように、生産・流通体制の強化を進めるとともに、良好な地域環境の形成など農業が持つ多様な機能に対する県民理解も進めていく必要があります。

(5) 「みえの安全・安心農業」とは

農産物を生産する段階においては、「食の安全・安心を確保する生産管理」に取り組まれていること(人にやさしい)とあわせて、「環境に配慮した持続可能な生産」に取り組まれていること(自然にやさしい)が重要です。

この「食の安全・安心を確保する生産管理」と「環境に配慮した持続可能な生産」を一体的に取り組み、将来にわたって安全・安心な農産物を安定的に供給することができる「人と自然にやさしい農業」を「みえの安全・安心農業」と定義します。

「食の安全・安心を確保する生産管理への取組」とは…

適切な生産工程管理等による安全・安心な食の確保、及びその生産情報等の公開の取組が行われていること

「環境に配慮した持続可能な生産への取組」とは…

良好な生育環境の確保と環境負荷の低減により、自然環境と調和した良好な地域環境の形成につながる取組が行われていること

環境に配慮した持続可能な生産には様々な手法があり、減農薬栽培や有機農業等として分類されています。本県の農業においては、「食の安全・安心を確保する生産管理」と「環境に配慮した持続可能な生産」を基礎として展開し、持続性のある生産を実現する方法として各種の農法が多様に展開されることが望ましいと考えます。

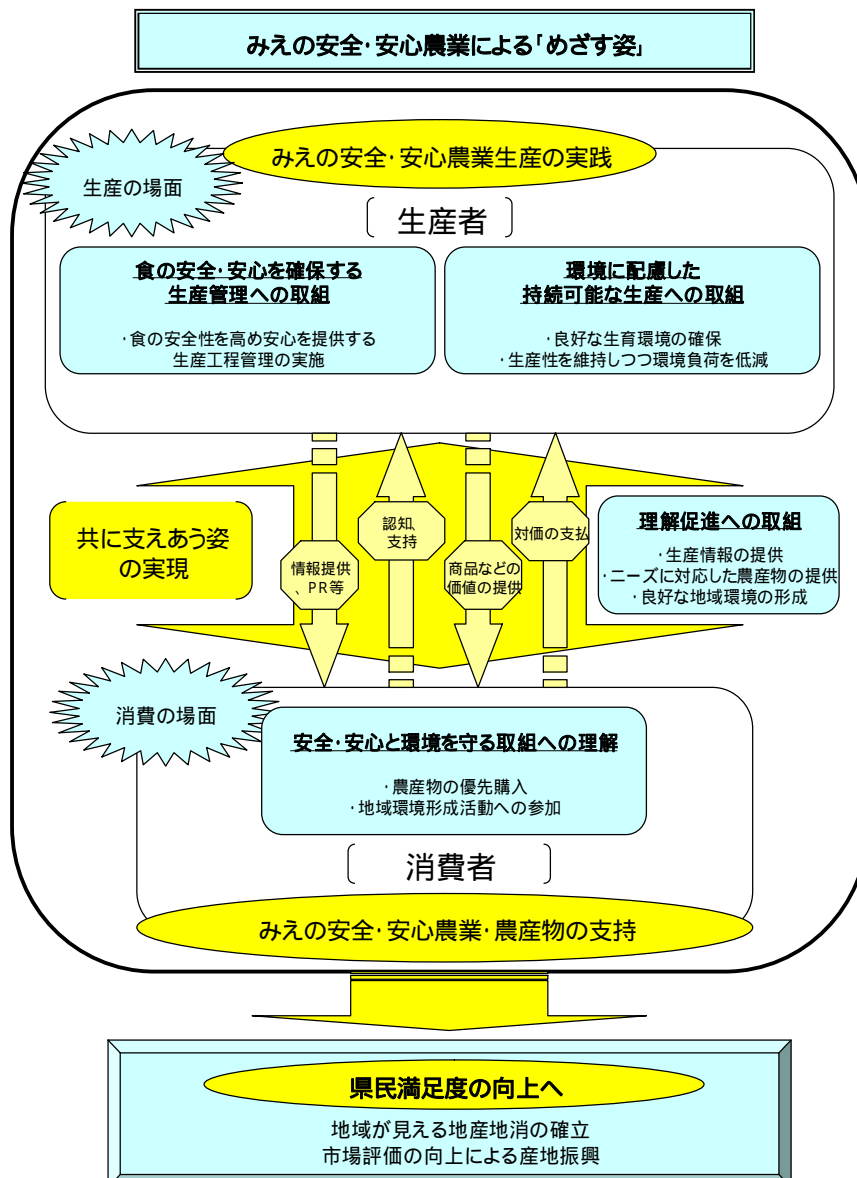
(6)これからの取組とめざす姿

本県の農業において、「食の安全・安心を確保する生産管理への取組」や「環境に配慮した持続可能な生産への取組」を一体的に実践する「みえの安全・安心農業」の積極的な拡大を図っていきます。

このこととあわせて、「みえの安全・安心農業」に取り組む重要性や生産者の努力、生産された農産物の価値等について、消費者等への積極的な理解促進及び情報提供に取り組むとともに、流通・販売、加工等に携わる食品関連事業者と協働して、利活用の拡大を図ります。

これらの取組により、「みえの安全・安心農業」を生産者と消費者が共に支えあう姿を実現し、県民満足度の向上を図ります。

同時に、顔が見える地産地消の確立や市場評価の向上による産地の振興につなげ、県民から支持される農産物が十分に確保され、安定的に供給できるようにします。



2. 基本的な推進方向

(1) 「みえの安全・安心農業」生産の取組拡大に向けて

県内産農産物の安全・安心の確保と良好な地域環境の形成を通じた県民満足度の向上を図るためには、生産現場において「みえの安全・安心農業」の積極的な拡大を行う必要があります。

このことから、県は、生産者等に「食の安全・安心を確保する生産管理への取組」や「環境に配慮した持続可能な生産への取組」の重要性を十分認識していただくための普及・啓発活動に取り組めます。

また、これらの取組を実践するために必要となる制度や技術の確立、人材育成を通じた普及拡大に取り組めます。

食の安全・安心を確保する生産管理への取組

ア 適切な生産工程管理の定着

現状・課題

栽培管理記帳については、既に取り組まれているところですが、食品関連事業者等からは、記帳のみだけでなく、適切な生産工程管理の実施が求められています。

取組方向

食の安全性を高め安心を提供する生産工程管理として、GAP⁹手法の導入を推進します。

GAP手法

- ・生産者の取組の目安となる三重県型GAP手法を整理し、主要産地での取組を進めます。
- ・GAP手法取組に関して、消費者への情報提供を進めます。

[9 GAP]

農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)とは農業生産現場において、生産者自らが農産物の安全確保、農産物の品質向上、環境保全、労働安全の確保等を達成するために、

農作業の計画を立て、点検項目(チェックシート)を作成する。(Plan)

農作業点検項目に従い農作業を行い、記録する。(Do)

記録を点検・評価し、改善点を見出す。(Check)

次回の作付けに活用する。(Action)

という一連の生産工程を管理するプロセスチェック手法のことです。

このGAPは、生産者自らが、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むものであり、結果として、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化につながるものと考えます。



農林水産省GAP推進パンフレット

環境に配慮した持続可能な生産への取組

ア 農地資源の維持と増進

現状・課題

食料自給の向上のためには農地の高度利用を進める必要があります。そのためには、高い生産性を支える地力の維持が必須であり、十分な土づくりが行われる必要があります。しかし、生産調整水田での麦作後の作付率などは低く、たい肥を活用した土づくりの実施も低い状況にあります。

また、県内における家畜たい肥の生産量は十分に需要を満たすものですが、地域的な偏在や需要期の集中により円滑な流通が定着していません。

たい肥による土づくりを行っている
三重県の販売農家数の割合

	三重県	全国
割合(%)	23.5	34.8

資料: 2005年農林業センサス

取組方向

農地を限りある資源ととらえ、持続的に良好な生育環境が確保できるように、たい肥活用を中心とした土づくりを推進します。

土づくり

- ・ 耕畜連携を促進し、家畜たい肥の効率的利用を進めます。
- ・ 高度利用水田での地力維持のために、たい肥や緑肥の利用を進めます。
- ・ 耕種農家のニーズにあった良質なたい肥づくりを進めるとともに、県内たい肥の流通拡大に向けた情報発信や、活用促進に必要な施設・機器の導入支援を進めます。



WEB上で、土壌の診断と、栽培する品目・堆肥にあわせた施肥量の確認ができます。(三重県農業研究所開発)

イ 水資源の効率的な利用

現状・課題

施設の老朽化による漏水や干ばつ等による水不足が問題となる中、パイプライン給水の自動化により水資源の有効利用が進められていますが、その普及率は低い状況です。

取組方向

気象状況の影響を受けやすい水資源を安定して供給するために、パイプライン化を推進します。

パイプライン

- ・ パイプライン化を進め、水資源の効率的利用を進めます。
- ・ 担い手への農地利用集積を進め、パイプライン化に取り組みやすい環境づくりを進めます。
- ・ 余剰水の有効利用により、生物多様性保全など地域環境形成を進めます。



自動給水栓による
水資源の効率的利用

ウ 投入資源の効率的な活用

現状・課題

農薬、肥料の節減は進んでいますが、環境負荷の低減のためには使用量の節減など効率的な利用を一層進める必要があります。また、肥料やエネルギーの使用にあたっては、価格の変動など外部要因による影響を受けやすいことから、それらの有効利用方法や新たな地域資源の活用に取り組む必要があります。

取組方向

収量、品質などの生産高を維持発展させつつ、資材使用量の節減などによって環境負荷を減らす環境生産性¹⁰が高い農業を進めるために、効率的な施肥防除や外部要因による影響が少ない資源活用を推進します。

農薬・肥料等

- ・農薬、肥料の効率的な利用による使用節減を進めます。
- ・たい肥を土づくりだけでなく肥料としても活用できる技術確立・導入を進めます。
- ・化学農薬のみに依存することなく、病害虫・雑草管理を行うために、総合的病害虫・雑草管理(IPM)¹¹技術の開発・導入を進めます。
- ・その他生産資材の循環利用や低コスト化を進めます。



鶏糞を利用したペレット肥料

未利用資源

- ・食品残さのリサイクルなど未利用資源の有効活用を進めます。

エネルギー

- ・暖房機器などにおいて、省エネルギー機器等の導入を進めます。
- ・太陽光、小水力など新エネルギーの活用について検討を行います。

これらの取組によって、県内の生産現場における「みえの安全・安心農業」生産に取り組む農家を拡大します。

[10 環境生産性]

環境生産性は、 $[\text{生産高} \div \text{環境負荷}]$ として考えます。

生産高には、労働生産性などと同じく収量や品質などが相当します。環境負荷は数量化が困難なものもあり、その評価方法について検討が必要ですが、資材の投入量や消費量、外部への流出量なども相当すると考えられます。

例えば、生産高を収量として、農薬使用量を環境負荷とすると、 $[\text{収量} \div \text{農薬使用量}]$ となり、この値が向上することが生産性との調和を維持しつつ環境生産性を向上させることと考えます。

[11 総合的病害虫・雑草管理(IPM)]

利用可能なすべての防除技術について経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を講じるもので、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものです。一般的にはIntegrated Pest Management、略してIPM(アイピーエム)と呼ばれています。

例えば、輪作体系や抵抗性品種、熱による消毒や機械などを用いた物理的な防除、天敵やフェロモンの利用なども組み合わせながら、総合的に管理します。

推 進 指 標

推進指標	現状値	目標値 (平成25年度)
産地におけるみえの安全・安心農業 生産の実施率(産地数・%)	-	50
産地におけるGAP実施率 (産地数・%)	13(平成19年12月)	100
麦・大豆等作付水田における 土づくり実施率(面積・%)	14(平成18年度)	50
パイプライン化率(面積・%)	22(平成19年度)	30
環境保全型農業の取組率 (販売農家数・%)	41(2005農林業センサス)	60

「みえの安全・安心農業生産」は「GAP」、「土づくり」、「投入資源の効率的な活用(肥料節減・農薬節減・有機性資源活用・化石燃料使用節減のいずれか)」の全てを実施している場合、実施していると判断
数値は 三重県調査又は農林業センサス調査による(麦・大豆等作付水田における土づくり実施率は、主な担い手への抽出調査)

(2) 「みえの安全・安心農業」への理解・評価向上に向けて

県は、生産団体や食品関連事業者等と協働しながら、「みえの安全・安心農業」の重要性の理解促進と生産現場の取組に関する情報提供に努めます。

また、これらの取組が持続的に行われ、農産物が安定的に供給されるよう、消費者ニーズに対応した農産物生産の推進に取り組みます。

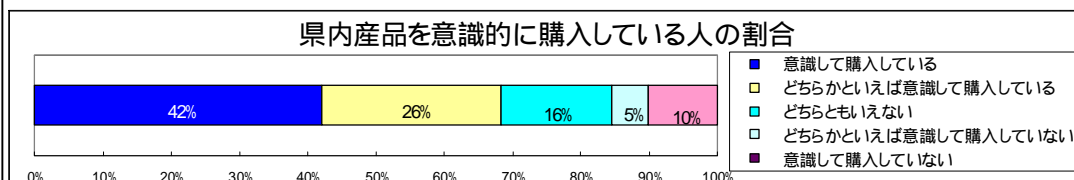
さらには、情報提供のほか、生産サイドと消費サイドの良好な関係づくりを推進し、良好な地域環境づくりを進めます。

安全・安心と環境を守る取組への理解促進

ア 生産者と消費者、食品関連事業者をつなぐ情報の提供

現状・課題

地産地消運動が広がっており、消費者の安全・安心な県内食材に対する需要は高くなっていますが、安全・安心な食材やそれらに関する情報が十分に消費者に届いていません。



資料: 平成19年度三重県調査

取組方向

消費者や食品関連事業者が、生産者や生産現場での取組を知ることができるように、表示制度や相互交流を推進します。

表示制度

- ・「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」、「有機認証制度」、「特別栽培農産物」などの表示制度の認知度向上とその普及拡大を進めます。
- ・環境貢献度¹²を示す表示に関する研究を行います。

相互交流

- ・消費者と生産者が直接ふれあい、お互いを理解し合える場づくりを進めます。
- ・食品関連事業者と生産者が情報交換できる場づくりを進め、流通・販売、加工の段階での利活用を進めます。



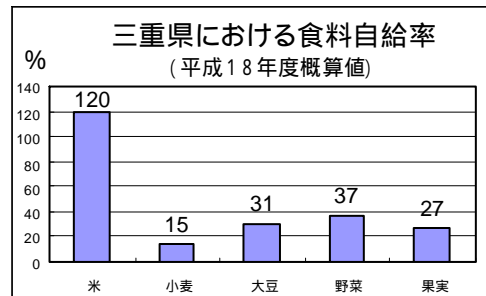
消費者と生産者の交流

イ 安全・安心で環境に配慮した農産物の提供

現状・課題

消費者の安全・安心な県内食材に対する需要は高くなっていますが、県内農産物の供給量は少ない状況となっています。

特に、消費者からの支持が高い有機農産物においては、生産量は非常に少ない状況となっています。



取組方向

消費者ニーズに対応した農産物の生産を進め、それらの購買機会の拡大を図るために、地物産地としての地域密着型産地¹³の形成や有機農業¹⁴を推進します。

[12 環境貢献度を示す表示]

生産の過程でのCO₂の排出量を示すカーボンフットプリント、農産物の移動距離を示すフードマイレージ、生物多様性を示す生き物マークなどがクローズアップされています。

[13 地域密着型産地]

県民に理解され、応援される(支えられる)産地を維持、発展していくためには、十分に品揃えされた地域の売り場が必要となり、その売り場を維持するために産地に求められるのが、多品目適量の生産です。

県内各地域で、新規参入者をはじめ多くの農家が参画し、消費者が求める農産物を役割分担等で生産し産地が形成されていく、この過程を通じて、生産技術や安全安心管理が向上し、野菜生産力を向上していくことをめざしています。

[14 有機農業]

有機農業は、多くの消費者からの支持を得ており、本方針が目指す「生産者と消費者がともに支え合う姿」の1つとしてクローズアップすべきものであると考えています。

生産者と消費者が地域環境に配慮しながら、有機的につながる(ともに支え合う)農業として位置づけ、有機農業推進のための環境づくりを進めます。

地域密着型産地

- ・消費者ニーズに対応した農産物の生産を進め、地域売り場の維持・拡大を進めます。
- ・地域の需要に応える多品目適量産地づくりや地域内流通を進めます。

有機農業

- ・生産者が有機農業に取り組みやすい環境づくりを進めます。
- ・消費者が購入しやすいように、供給情報など有機農産物に関する情報提供を進めます。



複数生産者と小売店による販売コーナー化

ウ 消費者と生産者の連携による良好な地域環境の形成

現状・課題

環境に対する意識が高まる中、農業を通じた景観形成や生物多様性保全などに対する取組が実施されていますが、県内に広く定着するまでにはいたっていません。

取組方向

自然環境と調和した良好な地域環境を形成するために、景観形成や生物多様性保全など、農業が持つ多様な機能に対する県民理解を推進します。

多面的機能

- ・景観形成や生物多様性保全などの実践活動の情報発信により、県民の理解及び実践活動への参画を進めます。



生産者と消費者による生き物調査

これらの取組によって、県民の皆さんの「みえの安全・安心農業」に対する理解や評価を高め、生産者と消費者の良好な関係づくりを推進し、生産者と消費者が共に支えあう姿を実現します。

推 進 指 標

推進指標	現状値	目標値 (平成25年度)
県内産品を意識的に購入する人の割合(%)	42(平成19年度)	70

県調査による数値把握

3 . 推進体制

「みえの安全・安心農業」生産の推進は、生産者や食品関連事業者、消費者など県民の皆さんの一体的な取組として総合的、体系的に進めるべき対策です。

県民の意見を的確に把握し、そのニーズを技術開発・研究、普及・指導に反映させ、「みえの安全・安心農業」生産の実践と農産物の提供等を通じた価値提供につなげるために総合推進体制、技術開発・研究体制、普及指導体制を整備します。

(1) 総合推進体制

「みえの安全・安心農業」を総合的に推進する体制を整備します。

行政、技術開発・研究、普及・指導、教育関係部局との相互連携を図るとともに、各種団体等との調整や流通、消費促進対策、県民運動の展開に取り組みます。

(2) 技術開発・研究体制

農業研究所において、各研究所、行政、普及と連携し、「みえの安全・安心農業」を推進するための技術開発に取り組みます。

また、国や各種研究機関等とも連携し技術開発に取り組みます。

(3) 普及・指導体制

農業改良普及センターにおいて研究部門ならびに生産者団体、消費者、食品関連事業者等と相互連携を行いながら普及・指導を実施します。

4 . 推進方針の見直し

本推進方針は施行後5年を目途として見直しを行うものとします。

なお、農業を取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて見直していくこととします。

附則 本推進方針は平成21年3月27日から施行する。